

見舞金支給要項

- 目的・理由 町内行事等における個人の事故やけがについては、従前から保険の付保によりカバーをしており、給付の基準額は、近隣町内会との差異はないが、十分な措置とは言えない。
保険給付の額を引き上げることは、保険料の負担が大きいため、次の基準を設けて見舞金として支出する。
- 拠出対象者 町内会がかけている行事保険の適用を受けたもの。
- 拠出額 保険受取額が5千円未満の場合 5,000円
保険受取額が5千円を越える場合 保険受取額と同額。
但し、保険受取額の千円未満は切り上げることとし、限度額は3万円とする。
- 制定ならびに管理 役員会とする。

H15.4 制定

対象範囲の拡大

拠出対象者 町内会および関係団体がかけている行事保険の適用を受けたもの。

H22.4改訂

以 上

見舞金申請書

笠山町々内会長 様

申請人	組 氏名 ㊟
けが等の状況	発生日 _____年 _____月 _____日
	行事名 _____
	発生した原因 _____
	容態 _____ _____ _____
保険の適用	申請日 _____年 _____月 _____日 保険給付金 _____円 // 受領日 _____年 _____月 _____日

添付資料 あり(資料名 _____)、なし



受 領 証

笠山町々内会長 様

金 _____円也

年 _____月 _____日

氏名 _____ ㊟



会計処理欄

持参人 _____

備考 _____

承認	会計